

奈良県公安委員会審査請求手続規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

奈良県公安委員会

委員長 向 井 利 明

#### 奈良県公安委員会規則第4号

奈良県公安委員会審査請求手続規則の一部を改正する規則

奈良県公安委員会審査請求手続規則（平成28年3月奈良県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第9条第3項」の次に「又は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。第6条第1項及び第2項並びに第28条において「個人情報保護法」という。）第106条第2項」を加える。

第6条第1項及び第2項中「第9条第3項」の次に「又は個人情報保護法第106条第2項」を加える。

第28条中「奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号）第18条の3」を「個人情報保護法第106条第1項」に、「奈良県個人情報保護条例（平成12年3月奈良県条例第32号）第39条の3」を「奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号）第18条の3」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。